

# 令和元年度滋賀県総合防災訓練における主要な訓練

(数字は、別添令和元年度滋賀県総合防災訓練 訓練計画一覧の訓練番号に対応、\*特徴的な訓練)

## 1 応急対策活動・住民等参加型等訓練

- \*① 地域自助・共助訓練（高島市民会館、高島市民会館駐車場、学習船「うみのこ」）  
自助・共助の意識や対応能力を高めるため、住民の徒歩による避難訓練、初期消火訓練、応急手当・負傷者搬送訓練、炊き出し訓練、応急給水訓練などの住民が参加した訓練を行う。また、学習船「うみのこ」における児童の避難訓練(9月2日)を行う。  
高島市：6、8、9、県立びわ湖フローティングスクール：38
- ② 避難所開設・運営訓練、支援物資の搬送訓練（高島市民会館）  
各地の地震災害の教訓を踏まえ、避難所運営マニュアル等を活用した避難所での役割分担や避難物資の受け取り・分配、避難所の建物や電気設備の安全を確認する訓練などの避難所運営訓練を行う。  
高島市：6、7、17
- ③ 災害ボランティアセンターの運営訓練（高島市民会館）  
多様な災害ボランティアの支援力を効果的に発揮するために、災害ボランティアの円滑な受付や活動のための支援調整などの運営訓練を行う。  
高島市：10
- ④ 要配慮者の広域的避難の伝達訓練（県危機管理センター）  
東日本大震災において、被災市の区域外に避難所が設置された状況を踏まえ、県と市が連携して、要配慮者（高齢者）の市外への避難を想定した情報伝達・移送訓練を行う。  
県医療福祉推進課：30

## 2 防災関係機関による連携訓練

- \*① 各種災害現場における要救助者の救出・救助訓練等（主会場）  
地震に加え大雨により発生した災害から要救助者を救助・救出するため、市職員による被災現場のパトロールや、ドローンや自衛隊による偵察困難地域への偵察により被害状況を把握して、道路啓開による土砂の排除、土砂災害・倒壊建物からの救出や、列車事故による多数の負傷者を救出するなど消防、警察、自衛隊、JR 等関係機関が連携した訓練を行う。  
高島市：11、12、13、14、16 高島市消防本部：23、24
- ② 現場救護所訓練（主会場）  
建物の倒壊、火災や事故災害の発生等による多数の負傷者が発生した状況下、消防機関、DMAT、自衛隊等との連携のもと、応急救護所を設置し、トリアージ、応急医療救護活動や災害拠点病院への搬送訓練を行う。  
高島市消防本部：26
- ③ 滋賀県災害ボランティアセンター非常体制移行・機動運営訓練（県危機管理センター）  
発災後、県災害ボランティアセンターを非常事態体制に移行し、県災害ボランティア運営協議会等の協力団体、市町社協と連携して、被災地に設置する現地災害ボランティアセンターの運営を支援する訓練を行う。  
県健康福祉政策課・県社会福祉協議会：29

## 3 医療関係者による連携訓練

- ① 災害医療（地方）本部運営訓練、DMAT 運営訓練および被災地内災害拠点病院患者受入訓練（危機管理センター、主会場、高島健康福祉事務所、高島市民病院）  
災害医療本部・地方本部を立ち上げ、災害医療コーディネーターとともにDMATの派遣等各種調整を行うとともに、DMAT調整本部を設置して被災地における防災機関と連携した医療救護活動および災害拠点病院の受入れ訓練を行う。  
県医療政策課：31

- ② 検視・検案および遺族対応訓練(主会場)  
地震の発生により多数の住民が犠牲となる中、滋賀県警察本部および医師会、歯科医師会等の連携による、遺体の検視、検案および遺族対応訓練を行う。  
県医療政策課：32

- ④ こころのケアチーム派遣訓練(県庁および高島健康福祉事務所、災害時支援中心病院)  
県庁内のDMAT本部のDPAT事務統括者はDPAT先発隊の編成に係る地方本部のDPAT統括者への指示、地方本部のDPAT統括者の先発隊への出動指示および先発隊の地方本部への参集、被害状況の把握等のDPATの設置を想定した訓練を行う。  
県障害福祉課：33

#### 4 空路を活用した訓練

- ① 緊急用医薬品等搬送訓練(主会場)  
多数の避難所や現場救護所において医薬品が不足しているとの想定で、応援協定を結んでいる(株)ノエビアのヘリコプターや各協会搬送車両による緊急用医薬品等の輸送訓練を行う。  
県薬務感染症対策課：34

#### 5 高島地域の特性を踏まえた訓練

- \*① 空路・湖上を活用した人員輸送訓練(大供グラウンド、今津港)  
道路の寸断により孤立した集落の発生を想定して住民をヘリコプターで移送する訓練、また高島市への幹線道路が寸断されたことを想定し、消防艇を使用した指揮隊、救助隊やDMATの輸送訓練を行う。  
高島市：18、高島消防本部：19

- ② 遠距離送水・住宅密集地火災防御訓練(主会場)  
住宅密集地から発生した火災が延焼拡大し、現場周囲に水利が存在しないことから、琵琶湖および河川から遠距離中継送水による火災防御活動や、ヘリコプターによる空中消火活動等の訓練を行う。  
高島市消防本部：25

#### 6 災害対策本部の運営に関する訓練

- ① 滋賀県災害対策本部運営訓練(危機管理センター、高島合同庁舎)  
地震発生とともに、県は、県庁に災害対策本部および各合同庁舎に災害対策地方本部を設置するとともに、高島合同庁舎に現地災害対策本部を設置し、各機関との連携のもと、情報収集・伝達、災害対処方針を決定する訓練を行う。  
県防災危機管理局：1、2

- \*② 情報連絡員派遣訓練(主会場)  
地震発生に伴い、災害対策高島地方本部を設置し、高島市の情報連絡員派遣要請に応じて情報連絡員を派遣し、高島市の災害情報を防災情報システムにより的確に伝達する訓練を行う。  
高島土木事務所：5

- \*③ 高島市災害対策本部訓練(高島市役所)  
地震により多数の傷病者や孤立地区の発生を想定し、本部員の参集、災害対策本部の設置、通信連絡体制の確認、被害状況の確認、県本部とのテレビ会議による応援要請などの初動対応訓練を行う。  
高島市：15

- \*④ 輸送調整所設置・運営訓練、支援物資搬送訓練(危機管理センター、高島市民会館)  
避難所への迅速・的確な物資輸送を行うため、市の救援物資の要請を受け災害時応援協定締結企業等から物資の調達等をする図上訓練を行うとともに、県の輸送調整所を設置して、避難所に向けて県備蓄物資を払出し、陸路輸送困難な地区へは湖上輸送により避難所まで物資を輸送するなどの実動訓練を行う。  
県健康福祉政策課：28 高島市：17